

2025年2月3日

各 位

会 社 名 京セラ株式会社
代表者名 取締役社長 谷本 秀夫
(コード 6971 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員
経営管理本部長 千田 浩章
TEL. 075-604-3500

自己株式の取得に係る当面の方針に関するお知らせ

当社は、2025年2月3日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る当面の方針を決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 方針決定の背景

当社は、事業戦略と資本戦略の両面における企業変革の推進にあたり、資本戦略の見直しの一環として、自己株式の取得に係る当面の方針を新たに決定いたしました。

2. 内容

事業環境や株価水準を適宜勘案しつつ、2026年3月期には2,000億円程度、2027年3月期から2029年3月期の3年間で2,000億円規模の自己株式の取得を実施する計画といたします。当該自己株式の取得を通じ、資本構成のさらなる適正化と株主還元の実質化を推進します。

なお、今回は方針に係る決議であり、具体的な自己株式の取得の実施につきましては、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、別途、当社取締役会にて決議を行うこととし、その際には改めてお知らせいたします。

【将来の見通しに関する記述等について】

当資料に含まれる将来の見通しに関する記述は、現時点で入手できる情報に鑑みて、当社が予想を行い、所信を表明したものであり、既知及び未知のリスク、不確実な要因及びその他の要因を含んでいます。これらのリスク、不確実な要因及びその他の要因は下記を含みますが、これらに限られるものではありません。

- (1) 日本及び世界経済の一般的な状況
- (2) 当社が事業や輸出を行う国における経済、政治、法律面の諸条件の想定外の変化
- (3) 為替レートの変動が当社の事業実績に及ぼす影響
- (4) 当社製品が直面する激しい競争による圧力
- (5) 当社の生産活動に用いられる原材料のサプライヤーの供給能力及びその価格の変動
- (6) 外部委託先や社内工程における製造の遅延又は不良の発生
- (7) 今後の取り組み又は現在進行中の研究開発が期待される成果を生まない事態
- (8) 買収した会社又は取得した資産から成果や事業機会が得られない事態
- (9) 優れた人材の確保が困難となる事態
- (10) サイバー攻撃等により当社の情報セキュリティが被害を受ける事態及びその復旧や維持に多額の費用が必要となるリスク
- (11) 当社の企業秘密及び特許を含む知的財産権の保護が不十分である事態
- (12) 当社製品の製造及び販売を続ける上で必要なライセンスにかかる費用
- (13) 既存の法規制又は新たな法規制への意図しない抵触
- (14) 環境規制の強化による環境に関わる賠償責任及び遵守義務の負担
- (15) 世界的な気候変動に関連する諸課題への対応遅れによるコスト増や企業ブランドの低下を招く事態
- (16) 疾病・感染症の発生・拡大、テロ行為、国際紛争やその他類似の事態が当社の市場及びサプライチェーンに及ぼす影響
- (17) 地震その他の自然災害によって当社の本社や主要な事業関連施設並びに当社のサプライヤーや顧客が被害を受ける事態
- (18) 売掛債権の信用リスク
- (19) 当社が保有する金融商品の価値の変動
- (20) 当社の有形固定資産、のれん並びに無形資産の減損処理
- (21) 繰延税金資産及び法人税等の不確実性
- (22) 会計基準の変更

上記のリスク、不確実な要因及びその他の要因により、当社の実際の業績、事業活動、展開又は財政状態は、将来の見通しに明示又は黙示される将来の業績、事業活動、展開又は財政状態と大きく異なる場合があります。当社は当資料に含まれている将来の見通しについて、その内容を更新し公表する責任を負いません。

以上